

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 8月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：8件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	炉心スプレイポンプ（B）メカニカルシールリークオフ配管の配管サポートにおいて、固定用ボルトの腐食・折損が認められたため、当該ボルトを取付	D	
2	2号機	中央制御室設置の海水ポンプ廻りの温度記録計において、打点19〔循環水ポンプ（C）駆動用電動機上部ベアリング温度〕に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該温度回路を点検・修理	D	
3	3号機	中央制御室設置の所内電源制御盤において、温度検出回路の不具合と思われる警報「3L-4Lリレー盤室内温度高」の一時的な発生が認められたため、当該温度検出回路を点検	D	
4	4号機	励磁装置盤室空調機（B）の「異常」警報発生及びトリップ事象が認められたため、当該空調機を点検・修理	D	
5	4号機	高圧注水系ポンプ手動起動定例試験後の高圧注水系復水器冷却水入口弁閉操作時、非常用ガス処理系（A）入口流量計の流量指示が0m ³ /毎時であるべきところ、1,000m ³ /毎時が認められたため、対応検討	C	
6	5号機	復水器抽気管用伸縮継手溶接検査記録の確認時、当該継手の溶接を実施した溶接士の技能資格が東京電力の仕様に適合していない（5箇所）及び電気事業法に基づく溶接規格等に適合していない（13箇所）ことが認められたため、対応検討	C	
7	6号機	タービン建屋東側サービス建屋脇地下水排水設備において、満水警報が発生し排水ポンプが起動したが、長時間経過後も警報の復帰が認められないため、当該排水ポンプ及び警報発生回路を点検・修理	D	
8	その他	水処理設備排水処理装置活性炭ろ過器出口配管において、継手溶接部より水のリーク（1滴/5秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで